



プレスリリース補足資料

開催日時: 2019.2.21 14:00～15:00
開催場所: 市街地開発株式会社社会議室



一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会の概要

- 2019年1月22日設立 2019年2月15日文化庁長官指定
- Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons
(略称SARTRAS)
- <https://sartras.or.jp>
- 目的
 - 本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者(以下「権利者」という。)のために、授業目的公衆送信補償金(以下「補償金」という。)を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。
- 事業
 - 著作権法第104条の13第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
 - 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
 - 著作権制度の普及啓発及び調査研究
 - 著作物の創作の振興及び普及
 - 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
 - 教育における著作物等の利用に関する調査研究
 - 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業



社員の構成

社員(多様な団体を6つの分野にまとめる)	現在の構成員
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会
	公益社団法人日本文藝家協会
	協同組合日本脚本家連盟
	協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会
	一般社団法人日本美術著作権連合
	公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会
	一般社団法人日本書籍出版協会
	一般社団法人自然科学書協会
	一般社団法人日本医書出版協会
	一般社団法人出版梓会
	一般社団法人日本楽譜出版協会
	一般社団法人日本電子書籍出版社協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会
	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
	一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会
	一般社団法人日本民間放送連盟
	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

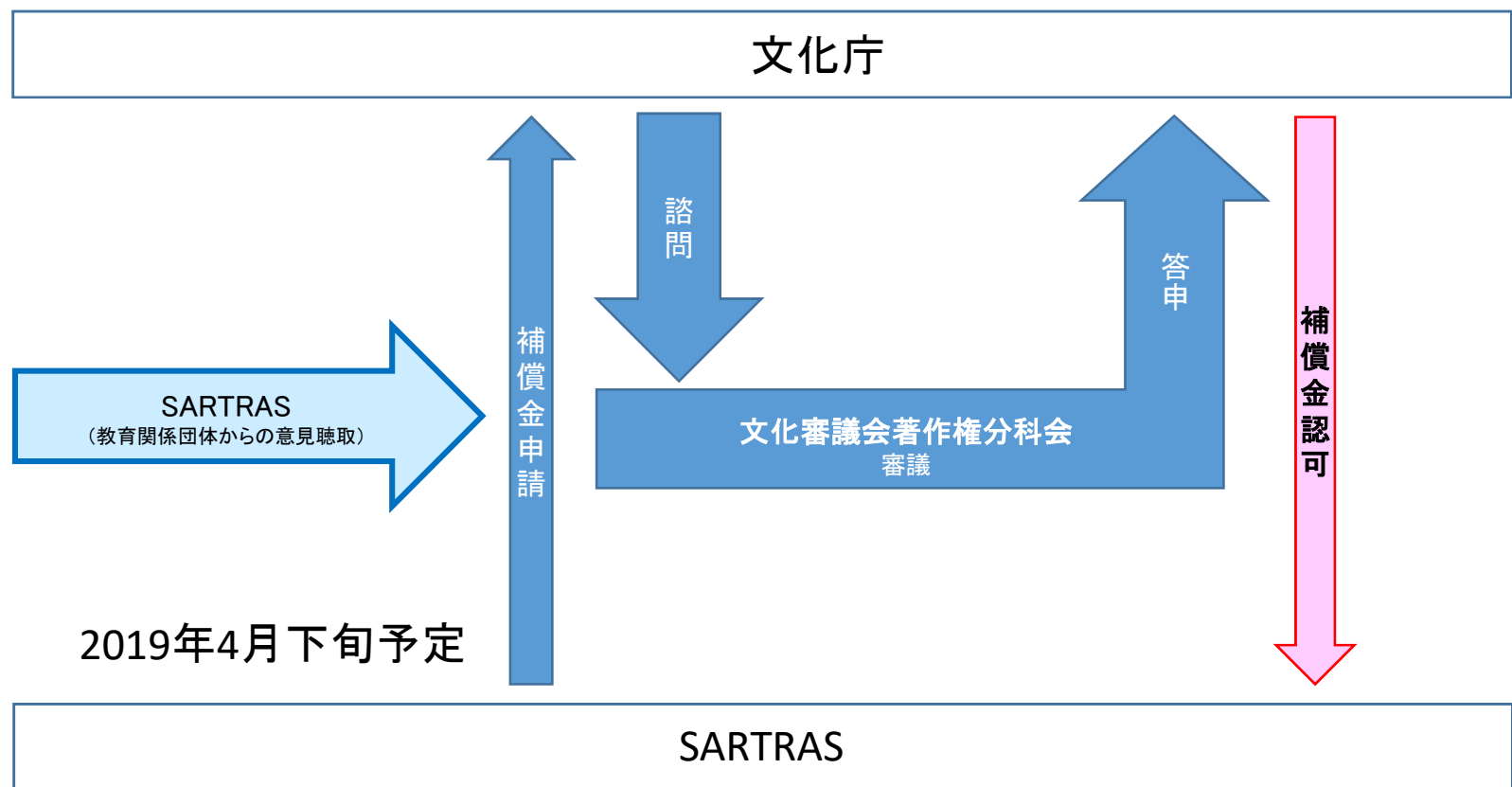


役員一覧

	氏 名	所 属
設立時代表理事(理事長)	土肥 一史	吉備国際大学大学院特任教授、大本総合法律事務所弁護士
副理事長	土屋 俊	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部教授
	三田 誠広	公益社団法人日本文藝家協会副理事長(作家)
常務理事	瀬尾 太一	一般社団法人日本写真著作権協会常務理事(写真家)
	多葉田 聡	一般社団法人日本新聞協会(読売新聞グループ本社社長室知的財産部 部長)
(理事)		
	竹内 敏	一般社団法人日本新聞協会(日本経済新聞社 法務室知的財産権管理センター長)
	竹中 岳彦	一般社団法人日本新聞協会(産経新聞東京本社 知的財産管理センターセンター長)
	福井 明	一般社団法人日本新聞協会(毎日新聞社スペシャリスト・知財管理センター委員)
	山下 敏永	一般社団法人日本新聞協会(朝日新聞東京本社 知財担当補佐)
	金谷 祐子	協同組合日本脚本家連盟 常務理事(脚本家)
	金 寿美	協同組合日本シナリオ作家協会事務局長
	山本 一彦	一般社団法人学術著作権協会常務理事
	安藤 保子	一般社団法人日本美術著作権連合理事長(絵本作家)
	中島 千波	一般社団法人日本美術家連盟常任理事(画家)
	金原 優	一般社団法人日本書籍出版協会常任理事(株式会社医学書院代表取締役会長)
	井村 寿人	一般社団法人日本書籍出版協会副理事長(株式会社勁草書房代表取締役社長)
	松野 直裕	一般社団法人日本雑誌協会(株式会社小学館編集総務局ゼネラルマネージャー)
	世古 和博	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
	椎名 和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
	高杉 健二	一般社団法人日本レコード協会常務理事
	梶原 均	日本放送協会知財センター専任局長
	須田 真司	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟業務部次長
	田嶋 炎	一般社団法人日本民間放送連盟 番組・著作権部長
	池村 聡	弁護士(三浦法律事務所)
	川瀬 真	横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授
	松田 政行	弁護士(松田山崎法律事務所)
(監事)		
	梅 憲男	一般社団法人日本美術家連盟参与
	長尾 玲子	公益社団法人日本文藝家協会著作権管理部部長



補償金決定の流れ



2020年4月より収受開始希望

教育利用における新たなライセンス方式(基礎ライセンス)についての提案

□「基礎ライセンス」の内容

- ▲検討中の35条の解釈指針(ガイドライン)を超えた利用であり、本来は権利者の許諾が必要なものであること
- ▲教育機関の現状から、補償金制度と同様の簡易迅速な方法及び適正な使用料により許諾をする
 - 必要がある利用であること
 - ★どの教育機関でも必要とされる利用方法である
 - ★集中管理方式で行われる
 - ★補償金制度と同様、包括許諾方式で行われる
 - ★教育効果の促進と教育機関における著作物利用の円滑化を踏まえた適正な使用料の額である
- ▲許諾の範囲については、教育機関の内部利用に限定され、外部への提供は原則として対象外
 - 例 教育機関のHPでの提供、学外者への複製頒布
- ▲内部利用であっても、簡易迅速な方法及び適正な使用料により許諾を行うところから、一定の範囲内の利用に限定されること
 - ★具体的な範囲については、基礎ライセンスに関する運用基準(ガイドライン)で明らかにしていきたい
- ▲権利者団体において管理されていない権利者の著作物の利用については同制度の対象にはならないこと